【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（取引を誘引する目的をもつて一連の有価証券売買等をした者に対する課徴金納付命令）

**第百七十四条の二**第百五十九条第二項第一号の規定に違反する一連の有価証券売買等（同項に規定する有価証券売買等をいう。）又はその申込み若しくは委託等（以下この条において「違反行為」という。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額（第十項及び第十一項において「合算対象額」という。）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　自己の計算による有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　自己の計算による有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

二　次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（次のイからニまでのうち二以上に掲げる場合に該当するときは、当該二以上のイからニまでに定める額の合計額）

イ　当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額

(2)　当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ロ　当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の売付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

(2)　当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額

ハ　当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は第六項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

(2)　当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為の開始時における価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

ニ　違反者（金融商品取引業者等に限る。）が、その行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者（第六項各号に掲げる者を除く。）の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合　当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

２　この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

３　この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

４　第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量と当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

５　第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

６　第一項の場合において、違反者が次の各号に掲げる者の計算において違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合には、当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等（当該各号に掲げる者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあつては、当該各号に掲げる者が自己の計算において行つた違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等と同一のものを除く。）を自己の計算においてしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

一　違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二　違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

７　違反者が、違反行為の開始時に自己又は前項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しないで当該有価証券の売付けをしている場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

８　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己又は第六項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

９　第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

10　一の銘柄に係る第一項第一号に掲げる額につき控除しきれない額がある場合における合算対象額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る同項第二号に掲げる額から控除した額とする。

11　違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る合算対象額から控除する。

12　第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

【平成20年6月13日 法律第65号】

（改正後）

（取引を誘引する目的をもつて一連の有価証券売買等をした者に対する課徴金納付命令）

**第百七十四条の二**　第百五十九条第二項第一号の規定に違反する　一連の有価証券売買等（同項に規定する有価証券売買等をいう。）又はその申込み若しくは委託等（以下この条において「違反行為」という。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額（第十項及び第十一項において「合算対象額」という。）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　自己の計算による有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　自己の計算による有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

二　次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（次のイからニまでのうち二以上に掲げる場合に該当するときは、当該二以上のイからニまでに定める額の合計額）

イ　当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額

(2)　当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ロ　当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の売付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

(2)　当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額

ハ　当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は第六項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

(2)　当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為の開始時における価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

ニ　違反者（金融商品取引業者等に限る。）が、その行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者（第六項各号に掲げる者を除く。）の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合　当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

２　この条において「有価証券の売付け等」とは、　有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

３　この条において「有価証券の買付け等」とは、　有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

４　第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量と当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

（５、６　削除）

５　第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

６　第一項の場合において、違反者が次の各号に掲げる者の計算において違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合には、当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等（当該各号に掲げる者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあつては、当該各号に掲げる者が自己の計算において行つた違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等と同一のものを除く。）を自己の計算においてしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

一　違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二　違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

７　違反者が、違反行為の開始時に自己又は前項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しないで　当該有価証券の売付けをしている場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

８　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己又は第六項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

９　第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

10　一の銘柄に係る第一項第一号に掲げる額につき控除しきれない額がある場合における合算対象額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る同項第二号に掲げる額から控除した額とする。

11　違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る合算対象額から控除する。

12　第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（改正前）

（相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者に対する課徴金納付命令）

**第百七十四条**　自己の計算において違反行為（第百五十九条第二項第一号の規定に違反する取引所金融商品市場における上場金融商品等（同号に規定する上場金融商品等をいう。以下この条において同じ。）又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場を変動させるべき一連の有価証券売買等（第百五十九条第二項に規定する有価証券売買等をいう。）又はその申込み若しくは委託等をいう。以下この条において同じ。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合　次の（１）に掲げる額から次の（２）に掲げる額を控除した額

（１）　当該超える数量に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

（２）　当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合　次の（１）に掲げる額から次の（２）に掲げる額を控除した額

（１）　当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

（２）　当該超える数量に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

（ハ、ニ　新設）

２　前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

３　第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

４　第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等（同項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量と当該違反行為に係る有価証券の買付け等（同項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

５　第一項第二号イの「売付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

６　第一項第二号ロの「買付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

７　第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

（６　新設）

８　違反者が、違反行為の開始時に　当該違反行為に係る有価証券を有しないで自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

９　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

10　第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

11　一の銘柄に係る第一項各号に掲げる額のいずれかにつき控除しきれない額がある場合における同項に規定する合計額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る他の号に掲げる額から控除した額とする。

12　違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る第一項に規定する合計額から控除する。

13　第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

14　第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者に対する課徴金納付命令）

第百七十四条　自己の計算において違反行為（第百五十九条第二項第一号　の規定に違反する取引所金融商品市場における上場金融商品等（同号に規定する上場金融商品等をいう。以下この条において同じ。）　又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場を変動させるべき一連の有価証券売買等（第百五十九条第二項に規定する有価証券売買等をいう。）又はその申込み若しくは委託等をいう。以下この条において同じ。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合　次の（１）に掲げる額から次の（２）に掲げる額を控除した額

（１）　当該超える数量に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

（２）　当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合　次の（１）に掲げる額から次の（２）に掲げる額を控除した額

（１）　当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

（２）　当該超える数量に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

２　前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（　現実数値が　約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

３　第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（　現実数値が　約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

４　第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等（同項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量と当該違反行為に係る有価証券の買付け等（同項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

５　第一項第二号イの「売付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

６　第一項第二号ロの「買付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

７　第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

８　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合、　現実数値が　約定数値を上回つた場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

９　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、　現実数値が　約定数値を上回つた場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

10　第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

11　一の銘柄に係る第一項各号に掲げる額のいずれかにつき控除しきれない額がある場合における同項に規定する合計額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る他の号に掲げる額から控除した額とする。

12　違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る第一項に規定する合計額から控除する。

13　第二条第二十一項第二号に掲げる取引が　現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

14　第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（改正前）

（新設）

第百七十四条　自己の計算において違反行為（第百五十九条第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反する取引所有価証券市場における上場有価証券等（同条第一項に規定する上場有価証券等をいう。以下この条において同じ。）の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等（第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。）　又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場を変動させるべき一連の店頭売買有価証券売買等（同条第四項において準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。）　をいう。以下この条において同じ。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合　次の（１）に掲げる額から次の（２）に掲げる額を控除した額

（１）　当該超える数量に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

（２）　当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合　次の（１）に掲げる額から次の（２）に掲げる額を控除した額

（１）　当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

（２）　当該超える数量に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

②　前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

③　第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

④　第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等（同項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量と当該違反行為に係る有価証券の買付け等（同項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

⑤　第一項第二号イの「売付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

⑥　第一項第二号ロの「買付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

⑦　第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

⑧　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

⑨　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

⑩　第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

⑪　一の銘柄に係る第一項各号に掲げる額のいずれかにつき控除しきれない額がある場合における同項に規定する合計額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る他の号に掲げる額から控除した額とする。

⑫　違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る第一項に規定する合計額から控除する。

⑬　有価証券指数等先物取引が現実指数又は現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、有価証券オプション取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

⑭　第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第百七十四条　自己の計算において違反行為（第百五十九条第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反する取引所有価証券市場における上場有価証券等（同条第一項に規定する上場有価証券等をいう。以下この条において同じ。）の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等（第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。）又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場を変動させるべき一連の店頭売買有価証券売買等（同条第四項において準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。）をいう。以下この条において同じ。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合　次の（１）に掲げる額から次の（２）に掲げる額を控除した額

（１）　当該超える数量に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

（２）　当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合　次の（１）に掲げる額から次の（２）に掲げる額を控除した額

（１）　当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

（２）　当該超える数量に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

②　前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

③　第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

④　第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等（同項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量と当該違反行為に係る有価証券の買付け等（同項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

⑤　第一項第二号イの「売付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

⑥　第一項第二号ロの「買付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

⑦　第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

⑧　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

⑨　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

⑩　第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

⑪　一の銘柄に係る第一項各号に掲げる額のいずれかにつき控除しきれない額がある場合における同項に規定する合計額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る他の号に掲げる額から控除した額とする。

⑫　違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る第一項に規定する合計額から控除する。

⑬　有価証券指数等先物取引が現実指数又は現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、有価証券オプション取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

⑭　第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（改正前）

（新設）